

高松市地域包括支援センター・保健センター出先 機関の統合整備方針

平成27年2月

健康福祉局 地域包括支援センター
保健センター

1 統合整備の目的

- ・ 地域における総合的な保健・福祉の相談窓口機能の充実
- ・ 子どもから高齢者まで一体的・専門的な対応による保健・福祉サービスの向上

2 統合整備による組織再編及び統合整備後の業務の概要

◆ 組織再編

総合センターの開設に合わせ、既存の地域包括支援センターの出先機関（サブセンター、サテライト）及び保健センターの出先機関（保健ステーション、合併町保健センター）を統廃合し、各区域の総合センターに段階的に移転させる。

地域包括支援センター出先機関

10か所（7サブセンター、3サテライト） → 6か所（各区域総合センターへ 6サブセンター）

保健センター出先機関

10か所（6センター、4ステーション） → 6か所（各区域総合センターへ 6ステーション）

◆ 統合整備後の業務の概要

○ 総合センターにおける福祉サービスや相談業務の充実

【地域行政組織再編計画での位置づけ】

- ・ 各種の福祉サービスや相談業務の充実を図るとともに、地域包括支援センターや保健センターとの窓口の一元化を図り、高齢者を始めとした地域の総合的な相談窓口として機能を担う。

○ 現行業務の継続

- 地域包括支援センター出先機関
包括的支援事業、指定介護予防支援、介護予防事業
- 保健センター出先機関
地域保健事業、健康づくり事業
地区担当保健師活動拠点



○ 統合整備による保健・福祉サービスの充実

- ・ 総合センターの福祉部門、コミュニティ部門等との連携による相談窓口機能の充実を図る。
- ・ 限られた保健師等専門職を集約し、体制を強化することにより、妊娠・出産を含め、子どもから高齢者まで一体的・専門的な対応を図る。

3 統合整備後の職員体制

超高齢社会の進展による介護・保健サービスに係る行政ニーズの増大が見込まれることから、統合整備後の職員数は、現行の出先機関の職員数より若干増員することを想定している。

現行職員数

91人



統合整備後職員数

96人(想定人員)

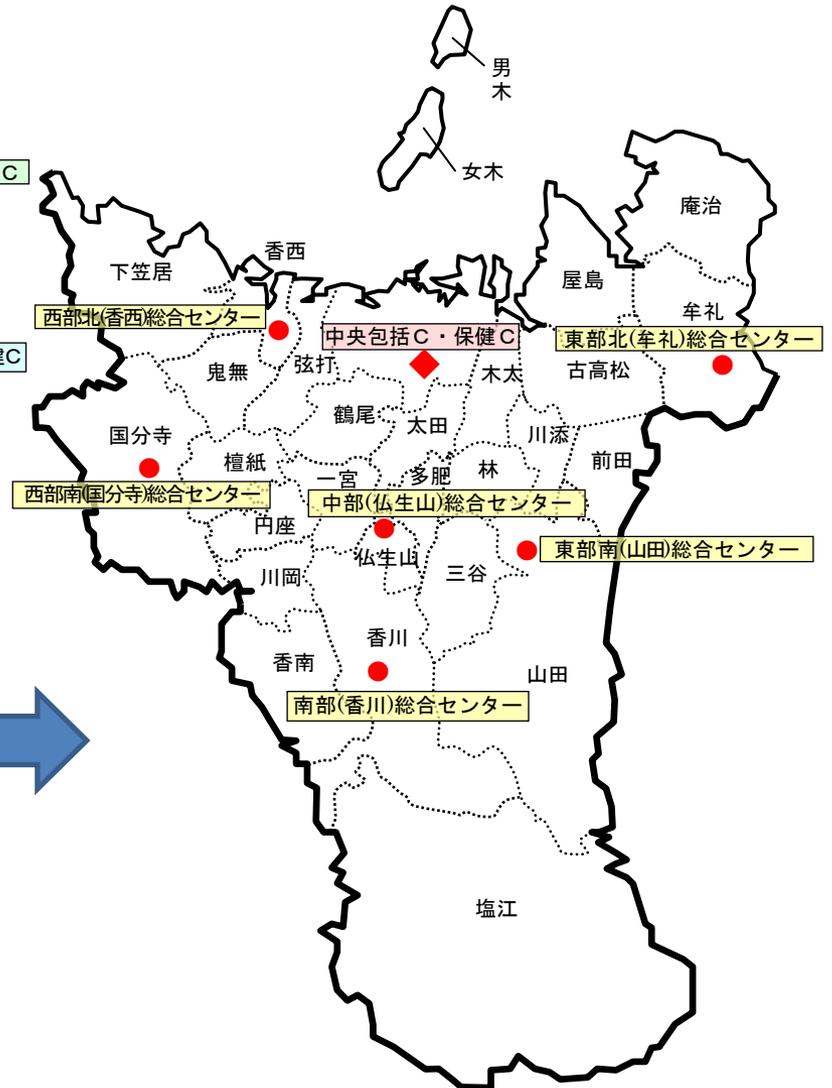
4 統合整備に係る施設位置図

現行施設

(略称: SC=サブセンター、SL=サテライト、C=センター、ST=ステーションを表す)

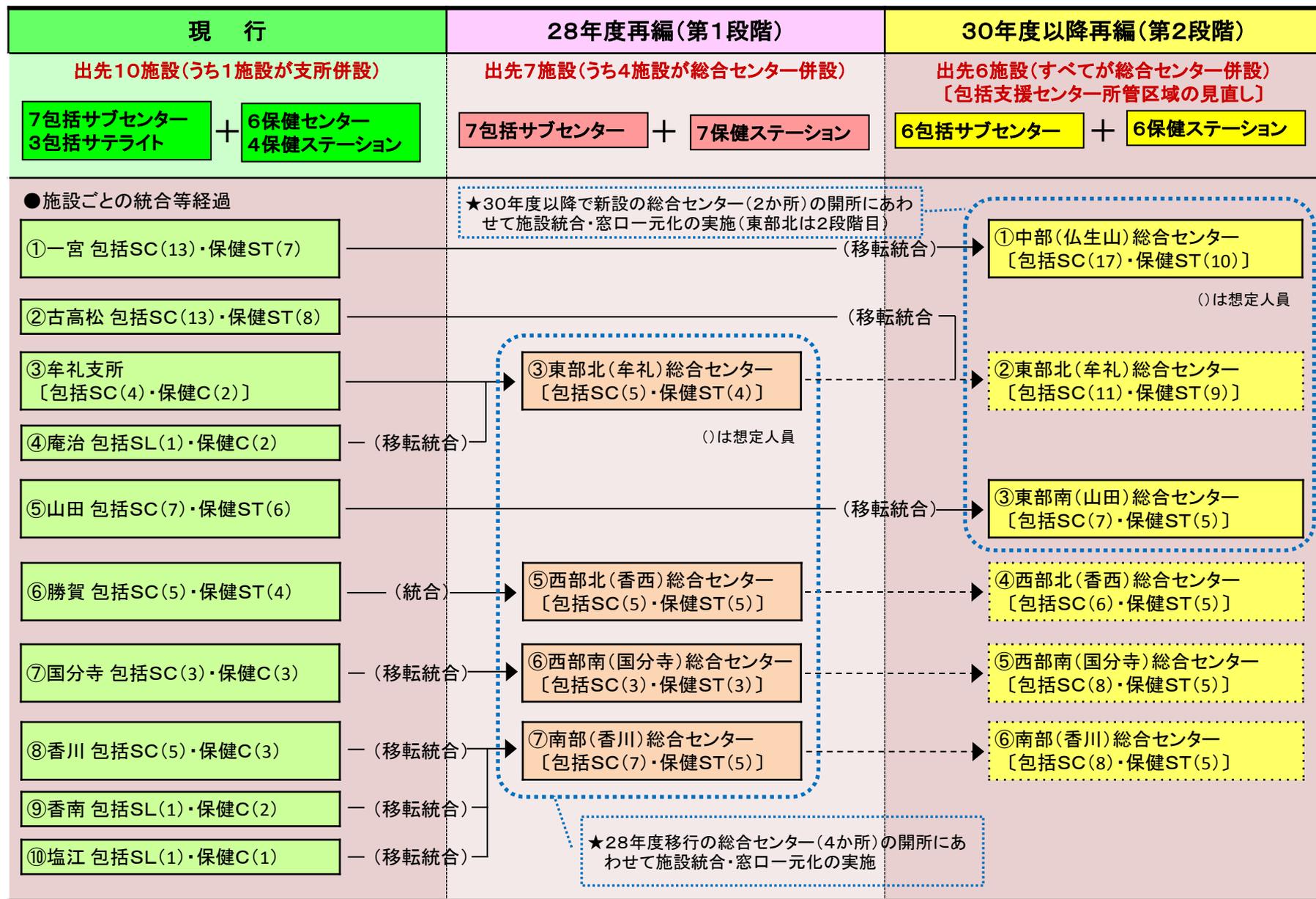


総合センター移行後



5 統合整備に係るスケジュール

(略称: SC=サブセンター、SL=サテライト、C=センター、ST=ステーションを表す)



6 統合整備に係る業務内容の見直し

(略称: SC=サブセンター、SL=サテライト、C=センター、ST=ステーションを表す)

現 行

機能 (主な事業)

中 央	保健C (桜町)	(1)地域保健総括 (2)企画調整 (3)地域保健事業 (4)健康づくり事業 (5)地区担当保健師活動拠点	①各種健康相談 ②母子健康手帳交付 ③1歳6か月児・3歳児健康診査 ④専門相談 ⑤各種健康教室
	包括C (桜町)	(A)包括業務総括・企画調整 (B)包括的支援事業 (C)指定介護予防支援 (D)介護予防事業 (E)認知症対策など	①総合相談支援 ②権利擁護 ③ケアマネジメント支援 ④介護予防支援 ⑤介護予防事業 ⑥認知症対策など



再編後[28・30年度以降] (案)

機能 (主な事業) (考え方等)

中 央	保健C (桜町)	現行どおり	現行どおり [一部の事業は 保健STでも 実施]	★全市対象事業、専門相談等の実施 ★1歳6か月児・3歳児健康診査については、ことばや精神発達面などの専門性を高め、早期に適切な支援につなげるため、中央で集約
	包括C (桜町)	現行どおり	現行どおり	★全市対象事業、認知症相談、研修等の実施 ★中央エリアの包括的支援事業、指定介護予防支援

出 先 機 関	総合C併設 牟礼	●塩江・庵治・香南・香川・国分寺		
	保健C併設	保健C	(3)地域保健事業 (4)健康づくり事業 (5)地区担当保健師活動拠点	①各種健康相談 ②母子健康手帳交付 ③1歳6か月児・3歳児健康診査
		包括SC・SL	(B)包括的支援事業 (C)指定介護予防支援 (D)介護予防事業 ※教室会場として使用	①総合相談支援 ②権利擁護 ③ケアマネジメント支援 ④介護予防支援
	包括SC併設	包括SC	(B)包括的支援事業 (C)指定介護予防支援 (D)介護予防事業 ※教室会場として使用	①総合相談支援 ②権利擁護 ③ケアマネジメント支援 ④介護予防支援
保健ST		(5)地区担当保健師活動拠点	①各種健康相談 ②母子健康手帳交付	

出 先 機 関	総合C	[教室等のためホール設備を整備]	
	保健ST	(3)地域保健事業 (4)健康づくり事業 (5)地区担当保健師活動拠点	①各種健康相談 ②母子健康手帳交付 ⑤各種健康教室 ◆新規・拡充 ババママ教室 離乳食教室 育児教室 介護予防教室 ロコモ予防教室 健康講座
	包括SC	(B)包括的支援事業 (C)指定介護予防支援 (D)介護予防事業 ※教室会場として使用	①総合相談支援 ②権利擁護 ③ケアマネジメント支援 ④介護予防支援

★出先機関を保健ステーション・包括サブセンターに一本化
★総合センター窓口(福祉部門・コミュニティ部門等)との連携によるワンストップサービスの向上
★妊婦・乳幼児、高齢者やその家族への相談支援等の充実

※合併地区保健センターの利活用の考え方

- ・地域の保健活動(保健委員会、食生活改善推進協議会)、介護予防活動、子育て支援活動等、従来から行われてきた地域での自主的な保健福祉活動に利用できるようにする。
- ・地域住民の意見を参考にしながら、将来的に施設の有効活用が図れるよう検討していく。